# 情報俱楽部

2024年5月

No. 277

#### 編集発行人 税理士 細 見 秀 樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL:0798-66-3400 お問い合わせメールアドレス:taxes@hosomi-office.com

### 所 得 税

#### 定額減税の概要

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf

#### ★ 定額減税の対象になる者

- Q. 定額減税の対象になる同一生計配偶者と扶養親族はどのような人ですか?
- A. 定額減税の対象になる人は、居住者である本人と同一生計配偶者又は扶養親族です。同一生計配偶者と扶養親族は、次の人(いずれも居住者)をいいます。
  - ①同一生計配偶者

同一生計配偶者とは、その年の12月31日の現況で、納税者と生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない人又は白色申告者の事業専従者でない人に限る)で、年間の合計所得金額が48万円(給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円)以下の人をいいます。

②扶養親族

扶養親族とは、次の4つの要件のすべてに当てはまる人をいいます。

- (1)配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいう)又はいわゆる里子や市町村長から養護を委託された老人であること
- (2) 納税者と生計を一にしていること
- (3)年間の合計所得金額が48万円以下であること
- (4) 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない こと又は白色申告者の事業専従者でないこと

## ★ 扶養控除等申告書に記載していない者の月次減税

- Q. 16歳未満の扶養親族は、源泉所得税の計算に影響しないので、扶養控除等申告書に記載 していない人がいますが、月次減税に含めることはできませんか?
- A. 月次減税の対象になる「扶養親族」とは、その年の12月31日の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる人をいいます。
  - ①配偶者以外の親族又はいわゆる里子や市町村長から養護を委託された老人であること
  - ②納税者と生計を一にしていること

- ③年間合計所得金額が48万円以下であること
- ④青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと 又は白色申告者の事業専従者でないこと

ご質問は、16歳未満の扶養親族について扶養控除等申告書等に記載していない場合は、 月次減税に含められないのかということですが、<mark>月次減税は、給与の支払者に、基準日在 職者が令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに提出した扶養控除等申 告書に記載した扶養親族を、月次減税額の計算に含めることとされており、扶養親族には、 16歳未満の扶養親族も含まれるとされています。</mark>

したがって、基準日在職者は、令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」に16歳未満の扶養親族を記載して、再提出すれば、その扶養親族を月次減税額の計算に含めることができます。

#### ★ 令和6年中に扶養親族の人数が変更になった場合

- Q. 令和6年1月1日に扶養親族だった親族が5月に亡くなった場合、月次減税はどうなりますか?
- A. 月次減税は、令和6年6月1日において、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、 給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人を対象として、 同日以後最初に支払を受ける給与等(賞与を含む)に係る源泉徴収税額から控除して行わ れるものです。

そして、その減税額は、同日において同日以後最初の月次減税事務を行うときまでに提出された扶養控除等申告書や「源泉徴収に係る申告書」の記載内容に基づいて計算することとなっています。

したがって、令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに死亡した令和6年分の扶養親族についても、その親族の死亡の日の現況で扶養親族であると判定されるのであれば、月次減税額の計算に含めることとなります。

一方で、たとえば、7月に子供が生まれ、扶養親族の人数が増え、令和6年6月と7月 とでは扶養親族の人数が異なることとなっても、月次減税額の増額は行いません。

こうした場合は、年末調整や確定申告によって精算することになります。

#### ★ 月次減税は、給与のほか賞与なども対象になりますか?

- Q. 月次減税は、給与のほか賞与なども対象になりますか?
- A. 月次減税の対象となる給与等とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与とされており、その名称にかかわらず、各種手当や現物給与、賞与課税される一時金等についても給与所得に該当するものは対象となります。

また、月次減税額は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に係る控除前税額から順次控除することとされており、その最初に支払う給与等が賞与であるか通常の給与であるかは問われません。

したがって、6月の最初に支払う給与等が賞与である場合には、その賞与から先に月次減税額を控除することになります。

なお、月次減税額は、令和6年6月以後に支払われる令和6年分の給与等に係る源泉徴収税額から控除することとされていますので、たとえば、令和6年分の5月の未払給与が

6月以後に支払われることとなったときでも、その控除前税額から月次減税額を控除することになります。

ただし、令和5年分の未払給与を令和6年6月に支払う場合は控除することはできませんので、注意してください。

### ★ 個人住民税の定額減税

- Q. 個人住民税にも定額減税あるそうですが、どのようになっていますか?
- A. 個人住民税の定額減税は、令和6年分は納税義務者及び控除対象配偶者及び扶養親族1 人につき1万円を乗じた金額が個人住民税所得割から控除されます。

対象者は、前年の合計所得金額が1,805万円以下(給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下に相当)である所得割の納税義務者に係る所得割額から控除するもので、均等割や利子割、配当割、株式等譲渡所得割からは控除されません。

したがって、次の者は定額減税の対象とはなりません。

- ・前年の合計所得金額が1,805万円を超える者
- ・前年の合計所得金額が所得割の非課税限度額以下である者
- ・所得控除により課税総所得金額等がゼロとなる者
- ・税額控除により定額減税前に所得割額がゼロとなる者

また、令和7年分の個人住民税では、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者(納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者をいいます)について1万円が所得割額から控除されます。

なお、定額減税の対象になるのは、いずれも居住者です。

## その他

## ★ セーフティ共済の負担金の取扱い

- **Q.** 今年度の税制改正では、セーフティ共済の負担金の損金算入の特例の取扱いが見直されたとか。どのようになったのですか?
- A. 今年度の税制改正では、特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、独立 行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済) を活用した節税策に一定の措置が講じられました。

経営セーフティ共済とは、得意先事業者の倒産に伴う連鎖倒産等を防止するための制度で、掛金は総額800万円まで積み立てることができ、掛金は、特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の適用によって、支払った日の属する事業年度の損金に算入することができるとされていました。

しかしながら、経営セーフティ共済の契約を解除し、再度契約して掛金を損金算入する事例等が見受けられたことから、今年度の税制改正では、解除した後に再契約する場合は、解除日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する掛金については、この特例の適用が受けられないこととされました。

この取扱いは、令和6年10月1日以後の契約解除について適用されます。